

東海村中小企業事業資金融資制度利子補給補助金について（お知らせ）

本村では村内商工業の振興を図ることを目的として、自治金融制度融資・特別小口保証融資・商工業特別融資・小規模事業者改善資金を利用する中小企業者に対し、利子の一部について補助を行い、中小企業者の負担軽減を図っております。

利子補給補助金の手続き等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 補助内容

自治金融制度融資・特別小口保証融資・商工業特別融資・小規模事業者改善資金を利用した場合に、**初回返済日から起算して3年間、1%を超えた利子額（補助上限1%）**を補給します。

なお、代位弁済を受けたときや、償還の履行を怠った延滞期間中等は補助を受けられません。

例) 金利 1.35%の融資を利用された場合
自己負担を1%とし、補助対象利子は0.35%となります。

2 補助金の手続き

融資を受けた年の 翌年2月まで	融資を受けた事業者は、提出書類を東海村に提出 ※融資を受けた年の翌年2月までに3年分を申請
毎年3月	融資をした金融機関が、事業者に代わり東海村に補助申請
毎年4～5月	東海村が事業者に対し、補助金の交付決定通知・補助金振込 (毎年(1月1日～12月31日)の利子支払状況で交付します。)

3 提出書類

- ・東海村中小企業事業資金融資制度利子補給金補助金交付申請に係る委任状（様式第1号）
- ・融資に係る償還（返済）予定表の写し

4 提出先

〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号
東海村産業部 産業政策課 産業政策推進担当

村では、利子の一部を補助しているほかに
信用保証料を全額・全期間負担しています。

